

# 公害弁連ニュース

**No.  
181**

全国公害弁護団連絡会議

2017年3月1日

熊本中央法律事務所

熊本県熊本市中央区京町2丁目12番43号

TEL: 096-322-2515 FAX: 096-322-2573

## 巻頭言

### 中国と台湾の公害環境訴訟の前進に触れて

大阪アスベスト弁護団 団長  
弁護士 村松 昭夫

#### 1 中国、台湾調査

昨年10月19日～25日の7日間、あおぞら財団のメンバーや弁護士グループで中国（北京）と台湾（台北）を訪問した。主な目的は、両国の環境NGOや公害環境訴訟に取り組む弁護士らとの交流と意見交換であった。私にとっては中国調査は5年ぶり、台湾調査はおよそ20年ぶりであったが、両国とも、ここ数年、制度的にも実際の公害環境訴訟においても着実な前進と成果を積み重ねており、大きな刺激を受けた。

#### 2 中国の「環境公益訴訟」の制度化

日本でも、中国の深刻な大気汚染や水・土壌汚染はよく知られているが、従来は、その解決は政府主導で進められてきていた。しかし、いくら厳しい規制をしても地方では経済発展が優先され、公害対策、環境保護は後回しにされ十分な改善が

進まなかった。そこで、公民（国民）自身が環境破壊の被害者であることを基本に、他国の経験も参考にして、環境保護政策として公民参加を積極的に進める手法が導入されるようになってきた。その一環として、検察官と環境NGO（訴訟資格を有するのは設立後5年以上、環境保護活動を継続しているNGO）に原告適格を与えるいわゆる「環境公益訴訟」制度が導入された。

全国13都市で2年間の試行を経て制度化され、約1年半でNGO提訴が90件（民事）、検察官提訴が42件（民事と行政）とのことである。この件数が多いかどうか評価の分かれるところであるが、少なくとも中国においても被害救済や公害防止、環境保全のために司法制度が大いに活用されるようになってきていることは間違いない。従来から交流のあるCLAP（公害被害者法律援助センター）付設の法律事務所の趙弁護士などは、全国を忙しく動き回っているとのこと、私たちが事務所を訪問した日も懇談後に内モンゴルの現地に

飛んで行った。

中国の場合、検察官の役割が大きく、事業主体が行政である場合はNGOが提訴できないことや、勝訴した場合の「損害賠償金」の帰属、運用をどうするかなど課題も多く、基本的には政治的社会的な制約があるとはいえ、そうしたなかで新たな意欲的な挑戦が始まっていることを実感した。

### 3 台湾の公害訴訟の前進

台北では、パリ大学の社会学者で現在台湾に在住しているポール・ジョパン氏の奮闘によって、台北周辺で活発に活動している環境NGOとの交流、アスベスト関係のNGO、研究者等との第1ワークショップ、そして、「台湾三大公害訴訟と日本の疫学原則」と題された第2ワークショップと多彩な企画が行われた。

とりわけ、第2ワークショップ「台湾三大公害訴訟と日本の疫学原則」には、台湾大学公衆衛生院の陳為堅院長をはじめ疫学の研究者、公害訴訟に取り組んでいる弁護士など多数の参加があり、詳細な報告と活発な意見交換を行うことができた。

台湾三大公害訴訟とは、電子部品を生産する工場で発生した有機溶剤による健康被害に関する「RCA訴訟」、中国石油化学会社安順工場で発生した「台南ダイオキシン訴訟」、そして、石油コンビナートの「雲林大気汚染訴訟」のことである。いずれも数百人規模での集団訴訟として取り組まれ、RCA訴訟は2015年4月台北地方法院において、トリクロロエチレンなどの発ガン物質と健康被害との因果関係を認める判決が出され、台南ダイオキシン訴訟も2015年12月台南地方法院において、多様な疾病との因果関係を認める判決が出されている。現在、それぞれ上級審での審理が続いている。どの事例でも、健康被害と原因物質の

因果関係の立証に苦勞しているようであるが、判決では疫学的因果関係が重視されたとのことである。台湾の弁護士らは、日本の公害訴訟においては、因果関係の証明は、疫学的因果関係を立証することで容易に認められているとの印象を持っていたようであったが、私たちは、むしろ台湾の裁判所の方が疫学調査結果を重視し大胆に因果関係を判断しているという印象を持った。

何よりも、20年前には、公害被害者は司法を全く信用せず自力救済によって賠償を求めることが通例で、公害訴訟に取り組む弁護士もほとんどいないという状況からの大きな変化に驚いた。特に、通訳をされていた趙珮怡弁護士（女性）の不正義に立ち向かう熱意に溢れた姿勢には、新鮮な衝撃とともに大いに勇気づけられた。

### 4 日本の公害環境訴訟の前進を

では、わが国はどうか。残念ながら「環境公益訴訟」はその導入が現実的な課題として意識されていないのが現状であり、昨年末の厚木基地訴訟最高裁判決では旧態依然とした最高裁の姿勢を見せつけられた。

わが国でも公害発生や環境破壊は依然として続いており、司法制度改革や現実の公害環境訴訟で突破しなければならない課題も多い。

とりわけ、今年から来年にかけては、福島第1原発事故に関する損害賠償訴訟が3月の群馬判決を皮切りに、千葉訴訟、生業訴訟などで結審、判決が予定されている。建設アスベスト訴訟も2月14日の札幌地裁での勝訴判決に続き、神奈川1陣訴訟の東京高裁が3月に結審、今秋には判決が予想されるなど重要な局面を迎えている。

そうした訴訟をどう勝ち抜き、どう被害者救済と公害根絶に結びつけていくのか、公害弁連の真価が問われている。

## 辺野古、高江の両現場で、新基地 阻止の戦いが正念場を迎えている。

弁護士 金 高 望



辺野古では、翁長知事がした公有水面埋立承認取消に対し、国（国土交通大臣）が違法確認を求めている訴訟で、2016年9月16日、福岡高等裁判所那覇支部は国全面勝訴判決を下し、沖縄県の上告・上告受理申立に対し、最高裁判所第二小法廷は12月20日、弁論を開かないまま上告棄却の判決を下した。高裁、最高裁を通じて、県側が求めている証拠調べはほとんど行われないうまま、前知事のした埋立承認に違法等はないという実体判断が示されており、とても承服できる内容ではない。改正地方自治法によるリーディングケースになる事案であるにもかかわらず、裁判所は、その趣旨を全く踏まえ、国のスケジュールのみにあわせて、超スピード審理で最高裁判決にまで至った。

これを受けて、翁長知事は、12月26日、埋立承認取消を取り消す手続をした。翁長知事は今後あらゆる知事権限を行使し、辺野古阻止の戦いを続けると明言しており、行使する知事権限の選択、方法やタイミングを模索していると考えられる。この点、翁長知事が埋立承認取消を取り消したことを批判する向きもある。しかし、仮に翁長知事が承認取消を取り消さなければ、国は代執行訴訟を提起するであろうし、せいぜい数か月の時間稼ぎにしかならない。また、不当とはいえ最高裁判決を無視することは、世論がどのように受け止めるかも懸念される。そのようなことを考えた上での政治判断であろう。

ヘリパッド建設を差し止めるべく、工事禁止の仮処分を申し立てていたが、12月6日、那覇地方裁判所は申立を却下し、12月15日、福岡高等裁判所那覇支部は抗告を棄却した。国は、ヘリパッドは完成したとして、12月22日には日米で北部訓練場返還式典を開催した。しかし実際にはヘリパッド工事は完了しておらず、無理な突貫工事のために手直しも余儀なくされている。今後、赤土流出などによる更なる環境破壊も懸念される。また、翁長知事は、返還式典に出席せず、同日開催されたオスプレイ墜落抗議集会に参加した。高江では、既に新ヘリパッドの一部（N-4）が運用開始されており、オスプレイが飛び交い、住民は相当なレベルの騒音・低周波音にさらされている。今後、新たなヘリパッドが米軍に提供され、騒音・低周波音被害の増大が強く懸念される。

こうした中、警察権力による反対運動に対する弾圧も強くなっている。

10月17日、反対運動のリーダーである沖縄平和運動センターの山城議長が、高江ヘリパッド建設現場で有刺鉄線を切断した器物損壊被疑事件で逮捕され、その後勾留された。その後、過去に遡って、高江での公務執行妨害・傷害被疑事件、さらには今年1月に辺野古・キャンプシュワブゲート前でブロックを積んだことが威力業務妨害にあたるとして逮捕・勾留され、次々に起訴された。そして、現在に至るまでに保釈が許可されず、それどころか、家族を含めた接見禁止が続いている。

山城議長の外にも現時点で3名が起訴されている。警察・沖縄防衛局が行う圧倒的暴力は全て不問に付され、新基地建設に反対する市民のみ、軽微な事実で逮捕・勾留され、起訴されていく。運動弾圧のために刑事手続が利用されている。

沖縄県民の新基地建設に反対する民意は、県知事選挙、国政選挙等、あらゆる選挙のたびに示されている。しかし、安倍政権はこれを無視し、新基地建設をゴリ押ししている。沖縄では、民主主義が全く機能していない。他方で、少数者の人権を救済すべき司法制度も機能していない。残された手段である現場での表現・抗議活動も、刑法の形式的適用によって摘発されていく。現状は、日

本国挙げての沖縄いじめというほかない。

そうした中、12月13日、名護市安部の沿岸にオスプレイが墜落した。オスプレイの危険性はかねてから指摘されており、沖縄の反対を押し切って2012年から普天間飛行場に配備されたが、県民のおそれが現実のものになった。そして、機体の回収も終わらない12月19日に、米軍は沖縄でのオスプレイ運航を全面的に再開し、国もこれを容認した。沖縄県民として到底許せることではない。

ショッキングなのは、このような沖縄いじめを推し進める安倍政権が本土で支持されていることである。これは「沖縄の問題」ではなく、「本土の問題」である。

## ストップ・リニア訴訟の現状と展望

ストップ・リニア訴訟弁護団 共同代表  
弁護士 関島 保雄



### 1 ストップ・リニア訴訟の提起

2016年5月20日、東京・神奈川・山梨・静岡・長野・岐阜・愛知を中心としたリニア中央新幹線沿線住民738名は、国を被告にして、2014年10月17日に国土交通大臣が行ったJR東海に対するリニア中央新幹線の東京名古屋間の工事实施計画の認可取り消しを求める行政訴訟を東京地裁に提訴した。

リニア中央新幹線計画が、営業の健全性、輸送の安全性、工事の安全性、環境保全の対策等がいずれも不十分であるにも拘わらず、工事計画を認可したことは、全国新幹線鉄道整備法及び鉄道事

業法並びに環境影響評価法に違反しているとして、その取り消しを求めるものである。

### 2 違法な工事計画の認可

(1) 全国新幹線鉄道整備法(全幹法という)違反・鉄道事業法違反

① ネットワーク性の欠如

リニア方式は軌道式でないため既存の新幹線と相互の乗り入れが出来ず、全国の鉄道のネットワークを形成できない点で全幹法の対象とすべきではない。

② JR東海の経営の危機を招く危険性が高い。



リニア中央新幹線の工事費の増大と乗客の需要予測の過大が経営危機を招く。

工事期間が東京大阪間完成は30年先と長期で全体の工事費約9兆円が倍増する。人口減少で乗客需要が伸びない中で工事費の為の莫大な借金は経営を圧迫し、JR東海は経営危機を招く危険性が高い。すでに、安倍政権は、このことを予測して、名古屋大阪間を8年前倒で工事着工する名目で法改正まで行って超低金利の政府財政投融资3兆円（2016年1兆5000億円、2017年1兆5000億円）をJR東海に貸し付けることを決定した。税金の投入であるにもかかわらずまともな国会の審議も経ていない非民主的なやり方である。

### ③ 乗客の安全性の欠如

中央新幹線は東京名古屋間の86%がトンネル構造である。トンネル内で事故が起きた場合の乗客の安全対策が確立していない。特に南アルプスは中央構造線及び糸魚川静岡を結ぶ中央地溝帯が交差し、地震の巣となる断層が多数存在する。直下型地震が起きれば、中央新幹線は走行不能となるし、乗客の安全も確保できない。

## (2) 環境影響評価法違反

環境影響評価が環境保全への適切な配慮を欠くにもかかわらず、国土交通大臣がリニア新幹線工事計画を認可したのは環境影響評価法違反である。

### ① 残土処分が不確定で環境破壊も招く

中央新幹線は東京名古屋間の86%がトンネル構造である。トンネル掘削に伴う6358万トンもの大量の発生土を、どこに運ぶのか環境影響評価書はほとんど明らかにしていない。南アルプスの大井川源流の河川敷に360万 $\text{m}^3$ の残土を捨てる計画を明らかにしたが、自然豊かなユネスコエコパークに登録された南アルプスと両

立しない計画である。神奈川県内ではトンネル発生土1140万 $\text{m}^3$ の内360万 $\text{m}^3$ を使って相模原市緑区鳥屋に縦約2km、幅400m.の巨大な車両基地が作られる。住民の立ち退きやコミュニティの分断等地域の生活の破壊が深刻である。このように残土処分による沿線各地での2次的環境破壊が予想される。

### ② 地下水の破壊

トンネル掘削による沿線各地での河川の水枯れ等地下水への影響は深刻である。大井川源流では毎秒2トンがトンネル内に流失する。流量が減った河川の水生動物への悪影響が予測される。リニア新幹線工事による地下水脈への悪影響は、十分予測されるが、環境影響評価書は、生物への影響は小さいとしてその保全を確保する姿勢を示していない。

### ③ 工事車両による騒音、振動、排気ガス、交通安全の阻害など生活環境の破壊

工事に伴う大量の工事車両の運行は、沿線各地で交通渋滞や騒音振動排気ガスの増大等の生活被害を起こす。長野県大鹿村では1日1736台（1分間に3台以上）もの大量の車両が5年間続くことが予測され、それ以外の沿線地域も多量の運行車両が予測されている。

### ④ 電磁波、放射線被害など

リニアによる電磁波の乗客や沿線住民への健康影響や、岐阜でのウラン鉱脈のトンネル工事による放射能汚染も心配されている。これに対し環境影響評価書は心配いらないレベルだとか、ウラン鉱脈は通過しないと一方的に決めつけている。しかし、安全が確保されているわけではない。

## 3 訴訟の現状と今後の展望

JR東海も被告国の補助参加人として参加した。

---

被告らは原告に行訴法9条の原告適格が無いとの主張や行訴法10条の主張制限（原告の法律上の権利や利益に関係ない違法性の主張を認めない）を主張している。

#### (1) 原告適格の壁との闘い

行政訴訟では原告適格が狭い。リニア中央新幹線計画が原告の法律上の利益や権利を侵害しているかが争点となる。

原告全員は、リニア新幹線の乗客としての安全を要求する権利及び南アルプスの自然環境保全を要求する利益が侵害されると主張しているが、この利益が国民一般の利益だけではなく個人としての利益と言えるのが争点となる。

その他に184名は山梨県内の車両基地予定土地に立木トラストを行い、車両基地用地に地上権設定者9人、山梨県内路線予定地所有者22名が物権の権利者となっている。

また654名は新幹線の騒音、工事車両による騒音・排気ガス・交通の危険性増大等生活利益が侵害されるという主張を行っているが、この原告が

沿線住民のどの範囲までが認められるかも争点である。

#### (2) 運動としての課題

東京・神奈川・山梨・静岡・長野・岐阜・愛知の1都6県の沿線住民が、リニア沿線住民ネットワークを作って今回の訴訟を立ち上げた。原告以外に訴訟を援助するサポーター（年会費2000円）も募集し、原告数を上回る約1000名で訴訟を支援している。

工事はまだ具体的に着工指定しているところは少ない。工事着工が具体化するに従って環境被害が住民の目に見えてくる。提訴後、朝日等新聞の社説はリニア新幹線計画に慎重な対応を求める等マスコミの対応に変化がみられる。今後裁判を通じて、不利な情報を隠しているJR東海から、環境に影響を与える様々な情報を引き出し、沿線地域の発展に役立つという幻想を打破し、リニア新幹線に反対する地域住民の多数派を形成することでリニア中央新幹線計画の白紙化を実現することが目標である。



# HPV ワクチン薬害訴訟

弁護士 阿部 哲二

## 1 HPV ワクチン

年間約1万人の女性がかかるといわれる子宮頸がんの発症には、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染が関連しているとされている。そこで、子宮頸がんの原因となるHPVの感染を防止し、またHPV感染後のがん化を予防することを目的として開発されたのがHPVワクチンである。

## 2 日本での承認

日本では、2009（平成21）年10月、グラクソ・スミスクライン社が販売するワクチン「サーバリックス」が厚生労働省により承認され、12月から販売が開始された。

そして、厚労省は、2010年10月からHPVワクチンの接種につき、中学年1年から高校1年生までの女子に対し、全額公費助成を行う緊急促進事業を開始した。感染予防のため性行為開始前の年齢を対象とするのが効果的との観点からであった。同年8月には、MSD社が開発したワクチン「ガーダシル」も販売が開始された。

さらに厚労省は2013年4月、HPVワクチンの接種を任意から定期接種の対象へとした。定期接種となることで、国が接種に向け積極的な勧奨を行うとともに、国民にも法律上接種の努力義務が課されることになったのである。HPVの感染防止には個人の疾病予防を越えた公衆衛生上の必要性が強く認められるという考えである。

緊急促進事業さらに定期接種と進む中で、実施主体の市区町村は中学進学のお祝いワクチンなどとして接種を呼びかけることにもなった。公権力による接種勧奨で300万人を越える中学生・高校生の女子がHPVワクチンを受けた。

## 3 副作用

ワクチンの接種を受けた後から全身性の疼痛、けいれん、不随意運動などに苦しむ子がいた。異様な眠気がおそう子もいれば、強い不眠を訴える子もいる。記憶力や判断力の低下を訴える子、親の顔さえ分からなくなってしまう子もいた。

ワクチン接種前の小学校、中学校時代は元気に部活動を行っていたのに、学校に通うのさえ困難になったりした。

このようにな女子が多数いるとの報告を受け、事態を重く見た厚労省は、定期接種化してからわずか3ヶ月後の2013年6月に「積極的勧奨は差し控える」との立場に切り替えた。但し、定期接種の対象から正式に外した訳ではない。

## 4 HPV ワクチンの問題点

HPVワクチンに子宮頸がんの発症そのものを予防する効果は確認されていない。確認されているのは、HPVのうち16型と18型の感染を予防し、前がん病変への進行を阻止するという限りの効果である。そして、この16型、18型以外のHPV

による感染によりがんとなるのが4～5割いとも言われていることから、ワクチン接種で全ての子宮頸がんを予防できる訳ではなく、検診を受けて前がん病変の状態で見出し手術をすることが求められる。

また、そもそもHPVに感染したからといって当然にがん発症に結びつく訳ではない。自然の免疫力でHPVが排除されることも多く、がんを発症する確率は0.1%などという報告もある。

このワクチンは病原菌となるウイルスを入れて作る生ワクチンではなく、接種後10年近く体内で抗体が発生するように、例えばアルミニウムから作られるアジュバントという補強剤が使われており、これが実際体内でどのような作用、副作用を及ぼすのかは定かでない。

HPVワクチンの日本での承認前からこのワクチンには自己免疫性等の副作用が出るという多くの報告があった。

## 5 国と企業の責任

HPVワクチンの有効性は限られたものとなっている一方で、このワクチンには他のワクチン以上に副反応を引き起こす危険が内在し、現実にその危険が顕在化する情報が出ていた。ところが、国と企業は、このような有効性危険性情報を十分に提供することなく、緊急促進事業、さらに定期接種化という形で中1から高1までの300万人以上の女子に接種させた。その結果、痛みや歩行障害、判断力低下、記憶障害など様々な障害に苦しみ学校にさえ通えなくなってしまった子を生み出したのである。

## 6 集団提訴

2016年7月27日、東京、名古屋、大阪、福岡

の4地裁に63名の患者が国と企業2社の責任を追及する訴訟を提起した。

スモン、エイズ、ヤコブ、肝炎などと続く日本の薬害は、イレッサ、そしてHPVワクチンとがんに関係する医薬品の副反応をも問題として続いていく。

がんを直すクスリだから仕方がない。がんを予防できるのだからいいにではないか、など色々な声がある。しかし、がんで亡くなるのは仕方がないとしても、抗がん剤の副作用で亡くなるのも当然とは受け入れられない。ワクチンは健康な人が打つもの。健康だったのに、病気にならないようにするために打ったのに、そのワクチンで病気になり、倒れるなど本来あってはならない。したがってそのワクチンを承認するには、最高度の有効性と安全性がもとめられ、十分な情報提供がなければいけない。それが少しでも欠けるなら、そのワクチン接種には欠陥があったとして責任をとるべきだ。因果関係に疑問を呈する意見もあるが、何人もの専門医が重層的に現れる副作用が特徴的でワクチンが原因、としている。四肢末梢の感覚障害だけでは水俣病ではないと争われた歴史が重なる。

追加提訴が行われ、患者は100名を超えた。10代～20代前半の若い原告らが未来を取り戻すために、1日も早く被告らの責任を明確にし、被害補償をはかれるようにしたい。そうでなければ何時までも薬害が続いてしまう。ぜひ、ご支援下さい。



# ノーモア・ミナマタ第2次訴訟はこうやって勝つ

弁護士 中島 潤 史

## 1 訴訟の概要

不知火海沿岸地域に居住したことがあり、医師に水俣病と診断された患者らが、チッソ株式会社、国、熊本県に対して損害賠償を求めたノーモア・ミナマタ第2次訴訟は、2016年12月末日現在、原告数が合計1404名（熊本地裁1224名、大阪地裁113名、東京地裁67名）となっている。

新潟でも、127名の原告が、昭和電工株式会社と国に対して、同様の損害賠償請求訴訟を闘っている。

それぞれの患者会、原告団、弁護団は、ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議を結成して、訴訟対策や解決に向けた運動等で相互に連携しながら活動している。

## 2 現在までの状況

2004年10月15日の水俣病関西訴訟最高裁判決は、国及び熊本県の法的責任を確定し、公健法の厳しい認定基準（昭和52年判断条件）に該当しない者も広く救済対象とした原審の判断を是認した。

その後、これまで声を上げることができなかった多くの患者らが救済を求めようになり、当時のノーモア・ミナマタ第1次訴訟の原告も約3000名にまで拡大した。

こうした中で、当時の原告らは被告側との基本合意を勝ち取った。これと平行して、水俣病特措

法が成立・施行され、新たに約2万名の被害者が救済を受けた。

しかしながら、水俣病特措法による救済手続では、①居住地や出生年による不合理な線引き、②皮膚から血が出るほど強く刺す異常な検診方法、③判定結果に対して異議申立てを認めない、④申請を2012年7月31日で打ち切るなどが行われた。そのため、救済非該当と判定された者にとってはまったく納得できないものであったほか、日々の症状に苦しみながら未だにその原因が水俣病であると気づいていない潜在被害者を完全に切り捨てるものであった。

他方、原因企業チッソは水俣病特措法に基づいて2011年3月に分社化され、チッソの主要な事業は、完全子会社のJNC株式会社に譲渡された。

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は、このような水俣病被害者切り捨ての状況を受けて提起されたものである。

2013年4月16日、公健法上の水俣病の判断基準が争われた2つの行政訴訟の最高裁判決が出され、被告の主張する症候の組合せ（昭和52年判断条件）が認められない患者であっても水俣病と認定することができるとの判断が示された。

この判決を受けて、国は、症候の組合せによる判定の合理性自体は否定されておらず、むしろ、症候の組合せが認められない場合には個別具体的な事情を元に総合的な検討が必要であると判示したものであるとして、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟でも総合判断の考慮要素を主張し始めた。し

かしながら、国の主張する様々な考慮要素（メチル水銀曝露の有無及び程度に係る事情、症候の有無及び曝露起因性に係る事情）は、これまでの水俣病の疫学研究、医学研究の成果や過去の裁判例に基づいておらず、明らかに水俣病被害者を切り捨てるための要素になっている。国には現在の水俣病問題を解決しようとする姿勢はまったく見られない。

他方、2016年12月9日、自民党において「水俣病に関する小委員会」（金子恭之小委員長）が開催された。水俣病の救済について話し合われたとされているが、実質的にはチッソの保有するJNC株式の売却（チッソ分社化の完結）に向けた環境作りのための小委員会ではないかと言われている。与党にも、現在の水俣病問題を解決しようとする動きは鈍い（ただし、2014年に超党派の議員連盟「水俣病被害者と歩む国会議員連絡会」が発足している）。

このように、水俣病問題は、既に水俣病特措法で解決済みとされている状況であり、何らかの「事件」が起こらない限り、全面解決への糸口はつかめないと見える。

そこで、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟では、原告の一部について勝訴判決を勝ち取るという「事件」を起こし、それをテコに国に対して新たな基本合意を求めて全面解決を目指す方針である。そして、熊本訴訟の弁護団は、2016年10月7日、熊本地裁に対して、1陣原告48名を分離して2年後までに結審するように求めた。

### 3 こうやって勝つ

では、私たちはどうすれば勝利判決をつかみ取れるか。

いま裁判所では、原告一人ひとりが水俣病といえるかどうか争われている。水俣病かどうかは、

①かつてメチル水銀に汚染された魚介類を多食していたこと（曝露条件）、②四肢末梢優位または全身性の表在感覚障害が認められること（症候条件）という2つの基準で判断することができる。そして原告らは全員この基準を満たしている。

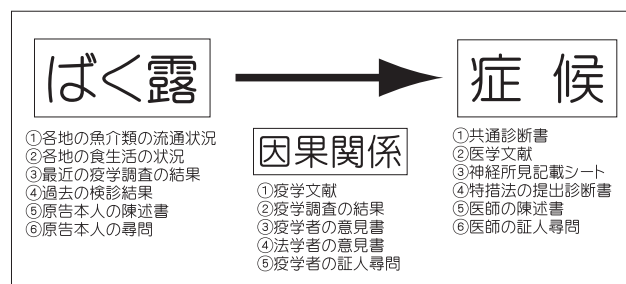
ところが、被告らは、この2つの基準を満たすだけでは水俣病とはいえないとか（因果関係の否定）、原告らには水俣病を発症するほどのメチル水銀曝露がないとか（曝露条件の否定）、医師による感覚障害の所見は信用できない（症候条件の否定）などと主張して、原告らが水俣病であることを認めようとしな

い。これに対して、私たちは、次の方針で被告らの主張を圧倒し、勝利判決を目指すこととしている。

- 1 因果関係は、疫学者・法学者の意見と証人尋問で突破する。
- 2 曝露条件は、文献や疫学調査の活用に加えて、原告本人の尋問で突破する。
- 3 症候条件は、共通診断書と医師の証人尋問で突破する。

この方針の中には、過去の水俣病裁判ではクリアできていない課題も含まれているが、それは結審までのあと2年の間に原告団と弁護団が一丸となってチャレンジして達成したいと考えている。

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟は、これからがまさに正念場である。多くの方々のより一層の支援を求めたい。



## 【若手弁護士奮戦記】

## 津島原発被害弁護団の一員になって

弁護士 磯部 たな



私は、弁護士1年目の右も左もわからないような時、事務所のボスである当弁護団の共同代表に誘われて津島原発被害弁護団（以下「津島弁護団」といいます）に入りました。

弁護団の具体的活動も知らないまま、原発の被害を報道で目の当たりにし、弁護士として少しでも原発の問題にかかわることができればとの思いで、津島弁護団に参加したのです。

津島弁護団は、原発被害を訴える弁護団としては、後発の弁護団です。既に提訴し、裁判が継続している先発の弁護団の経験を踏まえながら、原告のみなさんの放射線に汚染されたふるさとを取り戻したいとの思いを実現するために結成されました。

津島弁護団は、若手弁護士が20名近くおり、他方、80歳以上の先生も矍鑠として活動している意気軒昂たる弁護団です。

弁護団に入った当初は、弁護士の間で、方針をめぐって、何時間も激しい論争が続き、弁護士とは原告のためにここまで熱くなれるものかと驚きました。論争の中心となったのは、原告のために、原状回復という請求を行うべきかどうかということでした。原状回復という請求を行うことは、これまでの判例を超えた判決を獲得するということにほかならず、非常に困難なもので、そこにあって挑戦することが、原告のためになるのかどうかということについて、様々な意見が出されました。

最終的には、原告のふるさとを元に戻してほしいという切実な願いを訴えるために、原状回復請

求を行うべきであるという結論になりました。

現在、第1次提訴から約2年がたち、先日第5次提訴が行われました。提訴などの際には、街宣活動を行い、原発の問題が忘れ去られないように世論に訴えかけているほか、原告のみなさんとの交流を行ない、団結を深めています。期日間には、損害班と責任班に分かれて訴訟の内容について考えを深めるとともに、証拠を収集し、準備書面等の作成を行っています。これまで日本人が経験したことのない未曾有の被害を目の前にして、どのように裁判官を説得するかということは、先行訴訟の獲得したことに学び、さらに知見を深めていく必要があります。先行の弁護団の先生方も、これまでに獲得された成果を惜しむことなくご教示くださっています。

そして何より、原告の方の被害の実態を知るために、原告の方のもとにうかがい、津島地区のみなさんが、ふるさとをいかに大切にしていたか、それを、いかに原発事故が一瞬で奪い去ってしまったかを聞き取り、可能な限り訴状等に反映させているつもりです。

私も、生まれは地方都市です。しかし、津島には、私が育った地方以上に、結びつきの強い社会があること、原発はそれを一瞬で奪い去り、国は



如何にそのことを忘れさっているかということ  
を、ヒアリングの都度実感し、原告の方々の思い  
を共有させていただいているつもりです。

普段の業務に加えて、時間を確保し、弁護団会  
議等に参加することは、正直非常に大変です。特  
に私は、津島弁護団のADR班にも所属し、ADR  
の申立の準備も行っており、休日に同申立の準備  
をすることも多々あります。

しかし、このように、社会に貢献できるような  
課題への取り組みに参加することができ、また、

様々な素晴らしい諸先輩方と知り合うこともで  
き、津島弁護団に参加してよかったと、今では思っ  
ています。津島弁護団は、持続的な弁護団をつく  
るべく、各々が出来る範囲で、参加することが可  
能な弁護団です。また、若手も、積極的に意見を  
いい、個々が互いに尊重しあえる弁護団です。も  
ちろん合宿や宴会といった相互に信頼を深めるこ  
とのできる機会もあります。

今後とも、原告皆様の思いを実現すべく、楽し  
く津島弁護団にかかわっていただければと思います。

<b>【巻頭言】</b>			
中国と台湾の公害環境訴訟の前進に触れて	大阪アスベスト弁護団 団長 弁護士 村松 昭夫		1
辺野古、高江の両現場で、 新基地阻止の戦いが正念場を迎えている。	弁護士 金高 望		3
ストップ・リニア訴訟の現状と展望	ストップ・リニア訴訟弁護団 共同代表 弁護士 関島 保雄		4
HPV ワクチン薬害訴訟	弁護士 阿部 哲二		7
ノーモア・ミナマタ第2次訴訟はこうやって勝つ	弁護士 中島 潤史		9
<b>【若手弁護士奮戦記】</b>			
津島原発被害弁護団の一員になって	弁護士 磯部 たな		11